

第7回 日本心血管インターベンション学会 東北地方会

プログラム

会 期：平成12年3月4日（土）午前9：30より

会 場：岩手医科大学附属循環器医療センター
創立60周年記念館8階研修室
〒020-8505 盛岡市中央通1丁目2-1

〈当番事務局〉

岩手医科大学第二内科・循環器医療センター
〒020-8505 盛岡市中央通1丁目2-1
TEL 019-651-5111 内線 7443 FAX 019-624-8374
E mail address : k_fukami@imu.ncvc.go.jp

学術集会会長 深見 健一

(岩手医科大学第二内科・循環器医療センター)

- ◆ 演者は発表予定時刻の30分前にスライド・ビデオの受付を済ませて下さい。
- ◆ 演題は一題につき発表時間8分、討論時間10分です。討論時間を多くとりたいので、発表時間を厳守して下さい。なお、スライドは10枚以内、シネフィルム及びビデオテープは1巻に編集して下さい。
- ◆ 35ミリスライドプロジェクター、シネプロジェクター、ビデオプロジェクター(S-VHS)、およびコンピュータ(Windows/Macintosh)用液晶プロジェクターを用意します。
- ◆ 参加費として、3,000円を徴収させていただきます。昼食は弁当を配布します。

日本心血管インターベンション学会東北地方会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は日本心血管インターベンション学会 (Japanese Society of Interventional Cardiology) 東北地方会と称する。
- 第2条 本会は心血管インターベンションの東北地方での臨床研究の推進とその成果の普及をはかり、これを通じて心血管罹病患者の診断、治療の向上及び学術文化の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 学術集会の開催
 - (2) 研究、調査及び実地教育
 - (3) 内外の関係学術団体との連絡及び協力
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要とされる事業
- 第4条 本会の事務局は山形県立中央病院内に設置する。事務局は事務局代表及び事務局代表代行からなり、会議議事録の作成、連絡業務、会計業務など、会の円滑なる運営に関する業務を行う。

第2章 会員及び会費

- 第5条 本会の会員は日本心血管インターベンション学会の会員とする。
- 第6条 学術集会参加費をもって会費とする。

第3章 役 員

- 第7条 本会は次の役員をおく。
- (1) 幹 事
 - (2) 評議員
 - (3) 学術集会会長 1名
 - (4) 事務局代表及び事務局代表代行 各1名
 - (5) 会計監査 2名
- 第8条 本会の役員は次の各項の規定によって選任される。
- (1) 評議員は幹事2名以上の推薦で評議員会で決定する。
 - (2) 学術集会会長は幹事の中から幹事会の議決を経て、評議員会の承認を受けて選任される。任期は前学術集会終了の翌日から当該学術集会の終了の日までとする。
 - (3) 事務局代表及び事務局代表代行は、会員の中から事務局の推薦により幹事会の承認を受けて選任される。

第4章 会議並びに委員会

- 第9条 本会は会務を行うために次の会議をおく。
- (1) 幹事会
 - (2) 評議員会
- 第10条 幹事会は次の規定にしたがって行う。
- (1) 幹事会は学術集会の際に開催し、議長は学術集会会長とする。
 - (2) 学術集会会長は必要に応じて臨時幹事会を招集することができる。
 - (3) 事務局代表及び事務局代表代行は、議事録作成のため幹事会及び臨時幹事会に出席する。
- 第11条 評議員会は次の規定にしたがって行う。
- (1) 定期評議員会の議長は学術集会会長とし、定期学術集会の会期中に招集する。
 - (2) 学術集会会長は必要に応じて臨時評議員会を招集することができる。
 - (3) 事務局代表及び事務局代表代行は、議事録作成のため定期及び臨時評議員会に出席する。

第5章 補 則

- 第12条 本会の会則は、幹事会の議決を経て、かつ評議員会の承認を受けなければ変更することができない。

施 行 補 則

- (1) 学会会則の施行は平成8年9月25日とする。
- (2) 移行措置：東北心血管カテーテル治療研究会の現会員は日本心血管インターベンション学会東北地方会会員として移行する。
東北心血管カテーテル治療研究会の常任評議員は日本心血管インターベンション学会東北地方会幹事として移行する。
東北心血管カテーテル治療研究会の評議員は日本心血管インターベンション学会東北地方会評議員として移行する。
東北心血管カテーテル治療研究会の財産は日本心血管インターベンション学会東北地方会の財産として移行する。

幹事

荒木 隆夫	山形県立中央病院	内科
加藤 敦	仙台オープン病院	循環器内科
菊池 文孝	八戸市立市民病院	第3内科
木島 幹博	星総合病院	心臓病センター
佐藤 匡也	秋田県成人病医療センター	循環器科
武田 久尚	宮城県立瀬峰病院	循環器科
田巻 健治	岩手県立中央病院	循環器科
深見 健一	岩手医科大学	第2内科
目黒泰一郎	仙台厚生病院	循環器科
油井 満	いわき市立総合共立病院	循環器内科
横山 紘一	山形県立中央病院	内科

会計監査

貴田岡成憲	国立仙台病院	循環器科
白壁 昌憲	山形大学医学部	第1内科

評議員

(青森県)

○ 菊池 文孝	八戸市立市民病院	第3内科
佐藤 充	弘前中央病院	内科
花立 安志	青森厚生病院	内科
三上 雅人	青森市民病院	第2内科
盛 勇造	青森市民病院	第2内科

(秋田県)

○ 佐藤 匡也	秋田県成人病医療センター	循環器科
関口 展代	平鹿総合病院	第2内科
照井 元	山本組合総合病院	循環器科
波多野宏治	中通総合病院	循環器科

(岩手県)

○ 田巻 健治	岩手県立中央病院	循環器科
○ 深見 健一	岩手医科大学	第2内科
青木 英彦	岩手医科大学	第2内科
小松 隆	岩手県立磐井病院	循環器科
中川 誠	岩手県立胆沢病院	内科
野崎 英二	岩手県立中央病院	循環器科
茂木 格	北上済生会病院	循環器科

(山形県)

○ 荒木 隆夫	山形県立中央病院	内科
○ 横山 紘一	山形県立中央病院	内科
五十嵐 秀	山形市立病院済生館	内科
五十嵐 裕	鶴岡市立荘内病院	内科
小熊 正樹	山形県立日本海病院	内科
後藤 敏和	山形県立中央病院	内科
白壁 昌憲	山形大学医学部	第1内科
藤野 彰久	米沢市立病院	内科
山本 慎吾	庄内余目病院	循環器科

(宮城県)

○ 加藤 敦	仙台オープン病院	循環器内科
○ 武田 久尚	宮城県立瀬峰病院	循環器科
○ 目黒泰一郎	仙台厚生病院	循環器科
内田 達郎	仙台循環器病センター	内科
遠藤 関夫	仙台厚生病院	循環器科
尾形 公彦	仙台徳州会病院	内科
小鷹日出夫	坂総合病院	循環器内科
小田倉弘典	仙台市立病院	循環器科
片平 美明	東北厚生年金病院	循環器科
喜田岡成憲	国立仙台病院	循環器科
三浦 正悦	古川市立病院	内科

(福島県)

○ 木島 幹博	星総合病院	心臓病センター
○ 油井 満	いわき市立総合共立病院	循環器内科
上遠野栄一	太田西ノ内病院	循環器科
管家 道人	福島県立会津総合病院	内科
廣坂 朗	福島県立医科大学	第1内科
前山 忠美	いわき市立常磐病院	循環器科
渡邊 直彦	星総合病院	心臓病センター

(○：全国評議員)